

**(第 3 号議案)****G 7 富山・金沢教育大臣会合石川県推進協議会の解散について****○提案主旨**

G 7 富山・金沢教育大臣会合石川県推進協議会（以下「協議会」という。）は、G 7 富山・金沢教育大臣会合（以下「大臣会合」という。）の円滑な開催を支援するとともに、関連する事業の実施及び大臣会合の開催に向けた地元の機運醸成の取組等を通じて、石川県及び金沢市の魅力を国内外に向けて発信することを目的としているところ、第 1 号議案の事業報告のとおり、大臣会合をはじめとした各種取組が無事終了し、協議会の会計処理についても第 2 号議案の収支決算書のとおり、このほどすべて終了した。

よって、協議会規約第 12 条の規定に基づき、協議会解散の議決を行うものである。

【参考】 G 7 富山・金沢教育大臣会合石川県推進協議会規約（抜粋）

第 2 条 協議会は、令和 5 年に開催される G 7 富山・金沢教育大臣会合（以下「大臣会合」という。）の円滑な開催を支援するとともに、関連する事業の実施及び大臣会合の開催に向けた地元の機運醸成の取組等を通じて、石川県及び金沢市の魅力を国内外に向けて発信することを目的とする。

第 12 条 協議会は、その目的が達成されたときに会議の議決により解散する。